

令和 8 年度 伊佐市奨学生募集要項

1. 応募資格

- (1)伊佐市内に居住する者の子であること（令和 8 年 4 月 1 日現在）
- (2)高校、高専、専門学校、短大、大学等に在学・進学（令和 8 年 4 月入学予定者を含む。）している者
- (3)人物が優秀で、学習意欲が旺盛でありながら、経済的理由により修学困難と認められる者

2. 奨学金の種別及び貸与金額

種 別	貸与金額
高等学校等	20,000 円以内（月額）
大学等	50,000 円以内（月額）
入学準備金	100,000 円以内（1 回のみ）

3. 貸与期間

奨学生に決定したときから、その者の在学する学校の正規の最短修業期間を終了する月までとする。

4. 募集期間及び提出先

○出願期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 8 年 1 月 9 日（金）17 時

（※郵送可・必着）

○提出先 伊佐市教育委員会教育総務課（伊佐市役所菱刈庁舎 2 階）

5. 選考の方法

書類審査（世帯の所得、世帯の市税等の滞納の有無など）の上、予算の範囲内において、奨学生選考委員会で選考します。

6. 選考の結果

令和 8 年 2 月下旬までに通知します。

●高等学校等とは、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、修学年限 3 年以上の専修学校の高等課程を指します。

●大学等とは、学校教育法に規定する高等学校等の専攻科、専修学校の専門課程、短期大学または大学並びに一部の短期大学校、大学校を指します。

7. 提出書類

- (1) 奨学生願書（別記様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（別記様式第2号） **学校より親展文書（開封無効）**
- (3) 所得課税証明書（保護者の世帯用所得証明書）
- (4) 市町村長の発行する「滞納のない証明書」（保護者）

※（3）と（4）は、保護者で父母ともにいる場合は、父母両方の証明が必要となります。

ただし、伊佐市発行の場合は添付の必要はありません。

- (5) 在学者（令和8年4月入学者以外）は、在学証明書
- (6) その他特別控除該当の場合は、必要書類

8. 奨学金の交付

奨学金は奨学生に交付します。

※奨学生は、貸与を受けている間、毎年、教育委員会が指定する日までに、在学証明書を提出する必要があります。

9. 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利子）で、貸与終了後に借用証書及びその他関係書類を提出する必要があります。
- (2) 返還の開始時期は、貸与終了（卒業、廃止）の翌月から起算して1年後からです。
- (3) 返還の方法は、口座振替または納付書による納入となり、その全額を月賦又は年賦により12年以内の期間に返済しなければなりません。
- (4) 申し出により、その全額または一部を繰り上げて返還することができます。

10. 返還支援制度について（令和5年度貸与者から開始）

奨学生であった者が最終学校を卒業した後、返還の期間内に本市に住民登録し、継続して居住し、かつ、就業（官公署への就業を除く。）しているときは、その期間、願い出により奨学金の返還を猶予することができます。（猶予申請は1年更新となります）

その猶予期間が継続して5年となったときは、願い出により奨学金の全部又は一部を免除することができます。

【問い合わせ先】

〒895-2701 伊佐市菱刈前目 2106 番
伊佐市教育委員会教育総務課（菱刈庁舎2階）
電話 0995-26-1512（直通）